

広く防災に資するボランティア活動の 促進に関する検討会

提 言

平成 29 年 3 月

目 次

はじめに.....	1
1. 災害ボランティアセンターの在り方	5
1-1. 災害ボランティアセンターの設置・運営.....	5
1-2. 災害時のボランティアの円滑な受入.....	8
2. 災害発生に向けた体制に関する協議の場作り.....	15
2-1. 地方公共団体とボランティア団体との連携	15
2-2. ボランティア団体間の連携強化	20
3. 企業のボランティア活動参加、支援の仕組み作り.....	23
3-1. 企業のボランティア活動参加とボランティア団体の交流強化.....	23
3-2. 資金支援の方策.....	25
4. ボランティアの担い手の裾野拡大に向けた取組	31
4-1. 様々な担い手が参加する防災コミュニティ作りの在り方	31
おわりに.....	40

はじめに

「ボランティア元年」と呼ばれるようになった平成 7 年の阪神・淡路大震災から 22 年が経過し、災害時にボランティアがその被災地において、大きな役割を担うことが広く認識されるに至った。現在では、大きな災害が発生すると、被災地の災害ボランティアセンターに多くの個人ボランティアが集まり、支援活動を行うことが定着している。一方、様々な災害対応を経て、NGO・NPO などのボランティア団体がノウハウや経験を蓄積し、より幅広く、高度化した活動を展開するようになった。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、延べ 150 万人を超えるボランティア（赤い羽根『災害ボランティア・NPO 活動サポート募金』で、助成を受けて活動した人数は延べ 550 万人と言われる）がボランティア活動に参加し大きな注目を集めた。

内閣府においては、この間平成 16 年度から 26 年度にかけて、「防災ボランティア活動検討会」を開催し、ボランティア実践者や有識者などがその時々課題について意見交換を行うとともに、その検討を通じてボランティア関係者間のネットワーク構築が図られた。また、平成 26 年度には「大規模災害時における広域連携に関する意見交換」において、大規模災害時の国・地方公共団体と NPO 等ボランティア団体との連携の在り方などについて検討を行い、提言を取り纏め、公表している。

しかしながら、被災地の災害ボランティアセンターに駆け付ける個人ボランティアの受入れや、行政とボランティアとの連携等に関し、引き続き課題が指摘されているところである。また、一般的に災害ボランティアというと、「泥掻き」や「家屋の片付け」という固定化したイメージで捉えられてしまうことも多く、例えば専門性を有する NPO 等に関して、必ずしも行政の担当者が十分な理解があるとは言い難い状況もある。他方で、南海トラフ地震、首都直下型地震などの巨大災害の発生が想定されるほか、豪雨災害等も頻発している昨今、ボランティアの活躍に対する期待は一層高まっている。こうした現状を鑑み、改めてボランティア活動に関する様々な課題を整理するとともに、担い手の裾野を広げる観点から、いわゆる災害発生後の災害ボランティア活動だけではなく、日頃から行われている地域活動や、企業活動なども含めて射程を広げ検討することとした。そのため『広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会』を設置し、平成 27 年度においては課題を整理するとともに、平成 28 年度においてはその課題に対する方向性や方策に関して、議論を重ねてきた。

本検討会が設置された平成 27 年、28 年度においても、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害、平成 28 年熊本地震など大きな災害が発生し、ボランティアにより行政の対応だけでは手が届かない分野できめの細かい被災者支援活動が行われており、ボランティア団体間や、行政とボランティア間で連携を取りながら対応を進める動きも見られている。本提言はこうした直近の状況も踏まえつつ、課題やそれらに対する方策、方向性について、広く取り纏めたものである。

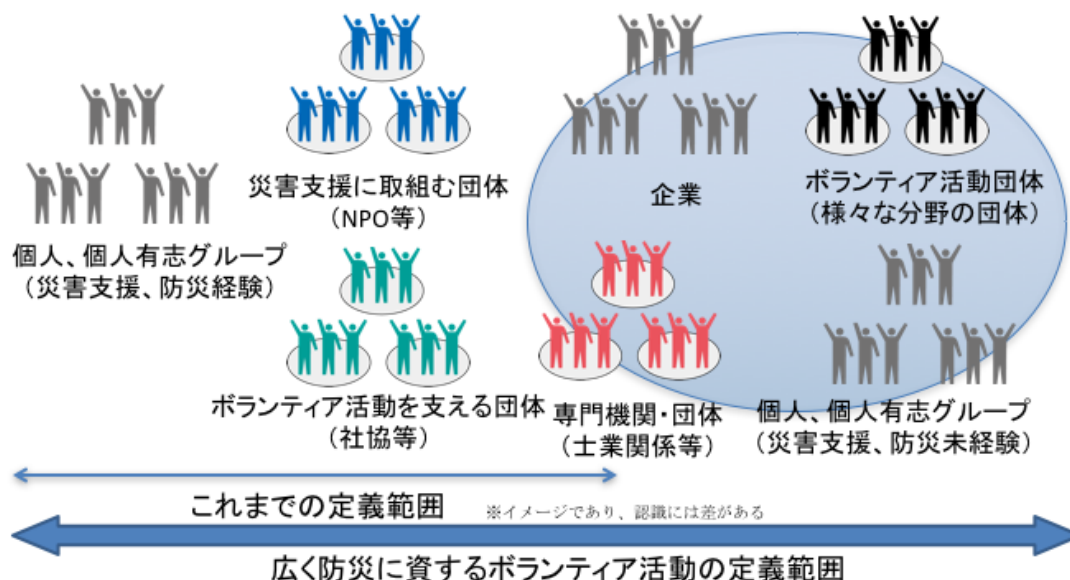
参考：広く防災に資するボランティア活動

本提言においては、災害時のボランティアによる被災者支援活動だけでなく、日頃から行われているさまざまなボランティア活動や地域活動、あるいは企業活動等において、防災の視点が入り入れられた活動なども含めて、『広く防災に資するボランティア活動』として、射程を広げて検討している。（例：高齢者の見守り活動に防災の視点を加える。地域の歴史から災害の継承や防災を学ぶ等）



広く防災に資するボランティア活動の定義

日頃から行われているさまざまなボランティア活動や地域活動、あるいは企業活動等において、防災の視点が入り入れられた活動などを、『広く防災に資するボランティア活動』として、射程を広げて検討



提言に関する委員からの期待

ボランティアに関する近年の動き

(発生年)	<主な災害とボランティア活動> (延べ参加人数)	<関連する動き>
平成 7 年	阪神・淡路大震災 (ボランティア元年) 約137.7万人：1)	■ 災対法改正（H7年） 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成 9 年	ナホトカ号海難事故 約2.7万人：2)	
平成16年	台風23号 約5.6万人：3)	
平成16年	新潟県中越地震 約8.5万人：4)	■ 災害ボランティアセンター（以下災害VC）が、主に社会福祉協議会が運営主体を担うことが主流に
平成19年	能登半島地震 約1.5万人：5)	
平成19年	中越沖地震 約2.9万人：6)	■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成21年	台風 9 号 約2.2万人：7)	
平成23年	東日本大震災 (※) 約150万人：8)	■ 災対法改正（H25 年） 『行政がボランティアとの連携に努める』旨明記
平成26年	広島豪雨災害 約4.3万人：9)	
平成27年	関東・東北豪雨災害 約4.7万人：10)	
平成28年	熊本地震 約11.8万人：11)	大規模な災害が発生すると、沢山の個人ボランティアが被災地に駆け付けることが定着

(※) 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」（ボラサポ）で、助成を受けて活動した人数（概数）550万人：12)

「ボランティア元年」と呼ばれるようになった平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に多数のボランティアが被災地に駆け付け、被災者支援活動を行うようになり、その後平成 16 年の中越地震ならびに相次ぐ台風の上陸を経て、被災地の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営することが定着していった。また、東日本大震災においては、専門性を持った NPO や国際 NGO、企業など民間セクターによる活動が大きな注目を集めた。被災者のニーズに応えることがボランティア活動の原点であるが、従来の「災害ボランティアセンター」を通じて活動という枠組だけでなく、時代の変遷に伴い、ボランティア側やその活動内容も多様化している。将来発生が想定される大規模災害に備えて、行政・企業・市民など各セクターが連携を強化することや、ボランティアの裾野を広げ、国民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境の整備が必要である。

このような経緯や問題意識を踏まえて、本提言では、優先的に検討すべき事項について現状と課題を整理するとともに、国、地方公共団体、ボランティア団体、企業等がそれぞれ実施すべき・期待される取組をまとめている。一般国民のボランティアへの参加とボランティアへの支援の裾野拡大や、各地域における取組の指針として、活用されることを強く期待する。

【本提言において使用する用語の定義・名称の解説】

個人ボランティア	被災地の生活の復旧・復興のために、主に災害ボランティアセンターを通じて活動する人。
ボランティア団体	被災地の生活の復旧・復興のために活動する団体。NPO・NGO など法人格を有するものから、法人格を有さない任意団体もある。過去の災害で支援活動の経験を有する団体や、日常的に福祉・医療・教育などの分野で専門的な知見があり、被災者のために役立てる団体もある。
社会福祉協議会 略称：社協（シャキョウ）	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県、市区町村で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。 市区町村社協では、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。都道府県社協では、県域での地域福祉の充実をめざした活動を行っている。全社協は、社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、福祉サービス利用者の支援、各種制度の改善への取り組みを行っている。
中間支援組織	地域社会とNPOのニーズを把握し、NPOの活動を支援するため、人材、資金、情報などの仲介やコーディネートなどを担う組織のこと。
職能団体	法律や医療などの特殊技能や資格を必要とする職業ごとに組織された団体。これまでも、災害時に、医師、看護師、保健師、弁護士、技術士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など様々な専門職が被災者支援に携わっている。
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 略称：支援P（シエンピー）	企業、NPO、社会福祉協議会、共同募金会等により構成されるネットワーク組織で、平成16年の新潟県中越地震の後、平成17年1月より中央共同募金会に設置された。平時には、調査・研究、人材育成を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたっており、災害ボランティアセンターの運営支援のための人材派遣、企業と連携した資機材提供などを行っている。
全国ボランティア支援団体ネットワーク 略称：JVOAD （ジェイボアード）	東日本大震災での災害対応の課題を踏まえ、今後の国内災害において様々なセクターを超えた連携を促進し、支援の抜けや漏れを防ぐために、ニーズと支援の情報を集約し、支援のコーディネートを行うためのネットワーク団体である。
東日本大震災支援全国ネットワーク 略称：JCN （ジェイシーエヌ）	東日本大震災直後に立ち上がった、民間支援団体の全国規模のネットワーク組織。最大で800団体が参加。省庁との意見交換、メーリングリストを活用した参加団体同士の情報交換、被災地内での情報交換の場作り、支援活動に関わる情報発信など、団体の活動を側面から支えるための取組を展開している。

1. 災害ボランティアセンターの在り方

災害が発生すると、被災地の市町村ごとに災害ボランティアセンターが設置され、被災地内外のボランティア希望者を受入れる動きが定着してきている。しかし、近年では、災害ボランティアセンターの機能だけでは受入れ対応が困難な場合も見られる場合も生じている。

社会福祉協議会のみならず、地域内外の様々な担い手による災害ボランティアセンターの設置・運営の検討や、ボランティアバスなどボランティア活動を支援する取組みと組み合わせて、被災者のために多くのボランティア活動が展開されるような取組や仕組み作りの検討が求められている。

1-1. 災害ボランティアセンターの設置・運営

【現状と課題】

○ 社協が運営する災害ボランティアセンターを取り巻く現状

- ・ 阪神・淡路大震災以降、さまざまな災害を経て、市町村単位で存在し、地域の福祉を担う社会福祉協議会（以後、社協と略す）が、災害発生時に災害ボランティアセンター（以後、災害VCと略す）を設置・運営することが定着している。都道府県、市区町村が定める地域防災計画において定められているケースも多い。
必ずしも、社協が災害VCの設置運営を担うと決められているわけではないことの留意が必要である。
- ・ 社協は、平時に様々な地域福祉の事業を実施しており、ボランティア活動の支援はその一部である。災害時には、従事している事業に関連して、要配慮者の安否確認や介護保険事業、障害者福祉サービスなど災害時に継続しなければならない業務がある。
- ・ これまで、全国社会福祉協議会（以後、全社協と略す）が中心となり、災害VC運営者等の育成が各地で進められるようになり、災害VCの設置・運営がスムーズにできるようになってきた。また、被災地外の社協職員の応援派遣の仕組みも整備されつつある。
- ・ 「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）」では、災害VCに経験豊富な運営支援者を派遣して助言を行うこと等を通じて被災した社協の負担軽減などに努めている。
- ・ 社協では、発災時には自らが被災している可能性があること、もともと災害対応ができる人員が限られること、経験者不足や人材による濃淡などがある場合があることなどから、社協のみで対応することは困難な場合がある。
また、社協は福祉サービス利用者の安否確認等の様々な対応を要することから、災害対策本部と同じように災害直後から対応することは困難であり、災害時のボランティアの受け皿全てを担うには負担が大きいとの指摘がある。
- ・ 一般の個人ボランティアの活動が必要となるのは、発災直後ではないが、当初からボランティア希望者が多数駆け付けることが想定されるため、被災した地方公共団体から社協に対し、早期に災害VCの設置の要請がかかる場合もある。
- ・ ボランティア希望者の受け入れの対応に追われ、社協の強みである地域福祉の支援が十分にできない場合もある。

- ・被災者のニーズは多様であるが、社協の災害 VC による一般の個人ボランティアの活動だけでは、活動内容（例：危険を伴う高所作業や重機を使うような専門性を要する活動はできない）や時間帯に制限があること、公平性の観点から、産業や農業などの経済活動に関する支援などができない場合がある。

表 1－1 社会福祉協議会の一般的な組織区分とその取り組み

法人運営部門	事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織管理
地域福祉活動推進部門	住民参加による地域福祉の推進。福祉のまちづくり推進、ボランティア活動・市民活動推進
福祉サービス利用支援部門	地域の福祉サービス利用者支援
在宅福祉サービス部門	介護サービス、障害福祉サービス、その他の在宅福祉サービスの実施（制度、自主）

出典：地域福祉・ボランティア情報ネットワーク (<https://www.zcwvc.net/>) を一部修正

参考：社会福祉協議会の職員数

市区町村社会福祉協議会 [1,846 カ所／職員約 14 万人]

都道府県・指定都市社会福祉協議会 [67 カ所／職員約 1 万 5 千人]

表 1－2 熊本地震における社会福祉協議会の職員数と受け入れたボランティア活動人数

市町村名	職員数（）内は正規職員	ボランティア活動人数
熊本市	113 名（63 名）	38,395 人
益城町	33 名（15 名）	34,536 人
西原村	30 名（20 名）	14,853 人

※職員数は、平成 27 年 3 月 1 日現在、ボランティア活動人数は、平成 29 年 2 月末現在

出典：全国社会福祉協議会 年次報告書 2015-2016

http://www.shakyo.or.jp/business/annual_2015-2016.pdf

【実施すべき取組】

災害 VC の設置・運営は、社協だけに任せるのではなく、社協のコーディネーションを核としながらも、地域における様々な団体等が関与・支援することで、多様なボランティア活動を希望する人・団体の受け皿として機能する協働型災害 VC を目指すべきではないか。

① 様々な担い手が関わる災害 VC の設置・運営の構築

- ・社協にかかる負担を認識した上で、災害時に、地域のボランティア団体・NPO、青年会議所、日本赤十字社、中間支援組織などがそれぞれの強みを活かし、災害 VC の設置・運営を支援する仕組みを検討すべきである。新潟県長岡市などすでに様々な担い手が関わる災害 VC の体制を構築しているところもある。

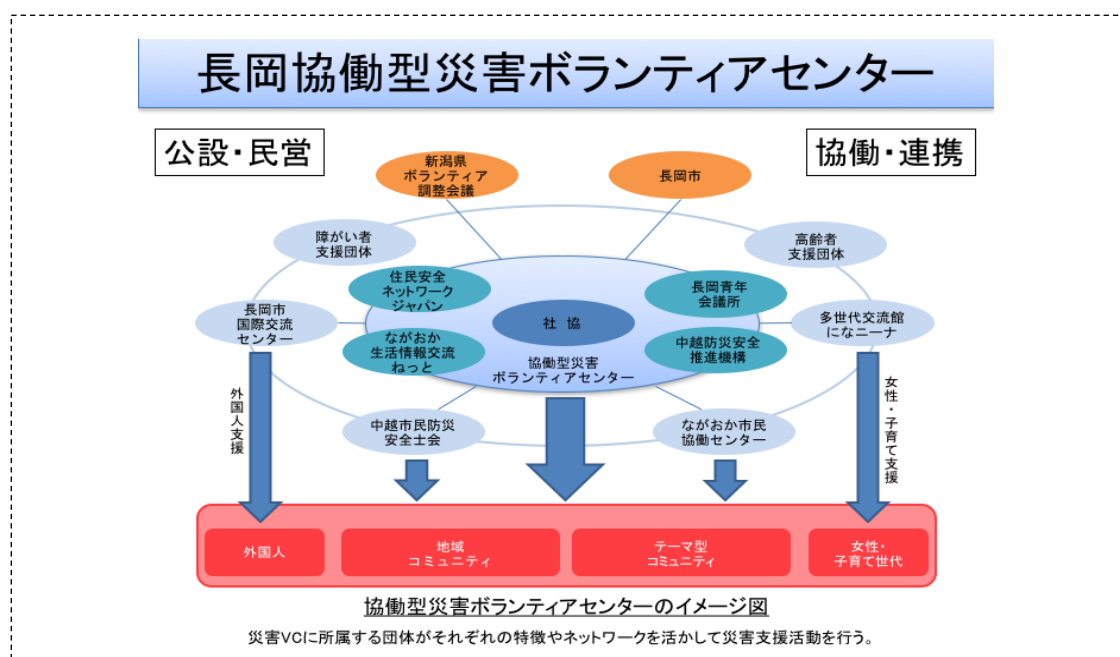


図 1-1 長岡協働型災害ボランティアセンターのイメージ図

- ・市区町村などの小さな単位では、ボランティア団体などが存在しない場合も想定されるため、都道府県域で平時から災害 VC の体制を検討していくことが必要。
- ・地域のボランティア団体・NPO、青年会議所、日本赤十字社、中間支援組織などは、訓練、ワークショップ等を通じて、相互の役割や強みなどを理解しあうことが期待される。また、被災地内の団体も被災している場合もあることから、必要に応じて、被災地外の NPO・NGO、職能団体等と連携することも考えられる。
- ・社協とは別の担い手（地域の中間支援組織等）は、必要に応じて、地域外のボランティア団体と連携しながら、地域外からの支援の調整などを担うことも考えられる。
- ・社協は、地域福祉専門機関として、地域コミュニティの支援や排除されがちな人たちの支援などに従事できるよう、災害時には被災者に直接関わり、復興に向けた住民組織化支援などに注力できるような体制作りができることが望ましい。
- ・社協やボランティア団体等は、被災者中心の考え方にに基づき、高所作業などの被災者の多様なニーズに応えられるよう、一般の個人ボランティア以外にも多様なボランティア活動を希望する人たちの受け皿を検討することが考えられる。

② 災害 V C の設置・運営に関する行政の理解促進

- ・行政（地方公共団体）は災害時のボランティアの受入れの仕組みを理解し、災害時には災害 V C の設置・運営に積極的にに関わり、担い手の状況を把握するなどして、サポートする必要がある。
- ・地方公共団体は、地方公共団体職員だけでなく、社協職員や災害 V C 関係者が一堂に会する研修や災害 V C 設置訓練を実施するなどして、平時から災害 V C の設置・運営の担い手との交流を促すことが必要である。

1-2. 災害時のボランティアの円滑な受入

【現状と課題】

○ 災害時のボランティア希望者の受入

- ・発災直後、ボランティア希望者の受入体制が整わない中、受入能力を超える多くの希望者が集まってしまう場合がある。
- ・複数の地域で同時に災害が発生した場合、マスコミの報道の差などにより、注目される地域には受入能力を超える多数のボランティアが集まる一方で、あまり報道されていない地域には、ボランティアが必要であるにも関わらず、十分に集まらないなど地域差が生じることがある。

参考：平成 26 年豪雨災害におけるボランティア活動人数

丹波市災害ボランティアセンター：13,860 人（9 月 16 日現在）

広島市安佐南区・安佐北区災害ボランティアセンター：42,966 人（10 月 31 日現在）

出典：内閣府、平成 26 年度第 1 回「防災ボランティア活動検討会」話題提供者資料より

<http://www.bousai-vol.go.jp/meeting/141111.html>

- ・一般の個人ボランティアは平日仕事を持っている会社員などが多いと思われ、週末などに活動参加が集中するほか、継続的な参加が難しい（特に災害 V C の運営にあたる人材は一定期間参加できることが望ましい）。
- ・被災地において必要な人数ができるだけ過不足なく、安定的・長期的に確保されることが望ましいが、個人ボランティアに頼ることでは困難な場合がある。
- ・災害ボランティア活動の受入れに関する情報発信が不足しており、ボランティアを希望する人へ被災地の状況が十分に伝わっていない場合がある。
- ・熊本地震では、熊本県がボランティア活動の状況を踏まえて、熊本県のウェブサイトでのボランティア希望者への情報が掲載された。
- ・平成 21 年台風第 9 号豪雨災害の際、兵庫県佐用町では、町長がテレビでボランティアの応援依頼を呼びかけた。
- ・被災者のためのボランティア活動ではなく、自らの満足のために、ボランティアの受入れや活動を強要するような例も見られる。
- ・災害 V C では、事前の申し込みではなく、当日の朝、希望者が直接災害 V C に並ぶという方

式が多いため、参加したいという気持ちがあってもあぶれてしまう場合もある。運営側からすると人数が読めない。

○ 災害時のボランティア活動に対する参加促進

- ・被災地への交通や宿泊場所などをパッケージ化したボランティアバスは、低コストで安定的に被災地に希望者を送り込めるだけでなく、参加希望者に対し車中で活動に関するオリエンテーションができるなど、有効な手段である。
- ・熊本地震の際には、ボランティアバスが旅行業法に抵触する恐れがあるのではないかと報道がされた。ボランティアバスの有用性、被災者に対する貢献も鑑みたくて、問題点が整理されることが期待される。

参考：「みえ発！災害ボラパック～安全運行・法例遵守編～」

- ・みえ防災市民会議では、災害ボランティアバスの安全確保や法例遵守について、正しく理解し、取組む方法をまとめたマニュアルを作成し、ウェブサイトで公開している。

Step1 ■はじめに	～バスを企画しよう！ その前に～	4	
●移動中についての安全対策と、事故への備え			
Step2 ■安全運行のチェックポイント	ボランティアを安全に送り届けるために	 5	
A・自ら運転する場合			
B・バス会社／旅行業者を使う場合			

Step3 ■旅行業法・道路運送法を守った企画づくり	旅行業法／道路運送法 とは	6	
●「広く募集」とは？			
●ボランティアバスで考えられる「こんな場合」			7
①個人の乗りあわせでいく場合			7
②自前の車両を使う場合			8
【checkpoint】ボランティアバス事業を実施する上で大切なお金の考え方			8
③大型バスなどを利用する場合			9
④公共機関や有料宿泊施設を使う場合			9
Step4 ■おわりに		10	
～被災した方々の力になれるよう、多くのボランティアが被災地で活動できるように取り組みましょう！！～			

出典：みえ防災市民会議、みえ発！災害ボラパック～安全運行・法例遵守編～

<http://v-bosaimie.jp/mcdp/news/2017/02/138/>

- ・熊本地震や平成 28 年の台風 10 号などでは、希望者が被災地に赴くにあたって、公共交通機関の協力により、交通費の減額・無料化の措置が取られている。しかし、これらの措置の対象者であることを示す証明書発行をするための事務負担(災害 VC が事務を担うことが多い)が大きいとの課題もある。

【実施すべき取組】

被災地の地方公共団体は、ボランティア希望者に対する情報発信に一層注力するよう心掛ける必要がある。

地方公共団体はボランティアの受入に対する理解を深めるとともに、無用な混乱をきたさないよう、報道機関に対しても理解を求める必要がある。そのためには地方公共団体職員に対する研修を実施するとともに、地方公共団体は報道機関に積極的な情報提供を行い、災害時には適切な報道が行われるよう努めるべきである。

ボランティア活動に対する参加促進を一層図るためには、参加しやすい環境整備、社会全体でボランティアを支える仕組み作りを推進する必要がある。

① 災害VCの受入状況に関する情報発信の強化

- ・災害VCはウェブサイトやSNSなどを通じて、ボランティアの受入状況などを迅速に、きめ細やかに発信することが期待される。
- ・社協や災害VCの運営支援者等による、社協職員向けの情報発信に関する研修の充実が望まれる。また、災害VC運営者の負担軽減のため、災害時には地域外のNPO等による情報発信業務の支援が期待される。

参考：災害ボランティアセンターにおける広報ガイドライン

東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議、災害ボランティアセンター広報担当研修プログラム作成委員会では、災害時の情報発信について検討を行い、災害時における広報の考え方、災害ボランティアセンター内での広報業務の位置づけ、具体的な広報業務、平時に取り組むべき内容等について、まとめた「災害ボランティアセンターにおける広報ガイドライン」を作成。

○災害VCが広報しないとどうなるの？

災害VCが広報をしないと、被災者に本来届けられるべき支援が行き届かず、被災者の生活再建が進まなくなってしまう。また、災害VCにおいても、多数の問合せに時間が取られてしまい、被災者のニーズ収集や支援団体の調整など、本来、災害VCが行うべき支援活動に時間や人手が避けなくなります。

出典：東京ボランティア・市民活動センター <http://www.tvac.or.jp/news/35261.html>

- ・地方公共団体は、災害VCの運営状況を把握し、必要に応じて、プレスリリースやウェブサイトでの発信などサポートすることが期待される。
- ・地方公共団体は、平時から報道機関と災害時の報道に関して、相互理解を深めるなど適切なコミュニケーションを図るとともに、災害時には積極的な情報提供を行うことが望まれる。

参考：地方公共団体と報道機関の相互理解促進の取組

○みやぎ防災減災円卓会議（河北新聞社）

- ・平成 27 年 4 月 24 日に第 1 回会議（設立会議）を開催
- ・現在（平成 27 年 11 月末）までに 7 回開催
- ・行政機関（宮城県、東北地方整備局など）と報道機関との情報交換がメイン

○減災報道研究会（人と防災未来センター）

- ・取材する側と取材される側が議論する場として、平成 17 年に発足
- ・平成 19 年度に「減災」という目標に向かって研究活動をより活発にするため、会の名称を「減災報道研究会」と改名
- ・「行政機関と報道機関が対話を通じて、住民・研究者とも連携しながら、災害対応能力を磨き合い、減災社会を実現するための実践的な活動を生み出す場」となることを目指している。

○マスメディアと研究者のための地震災害に関する懇話会（名古屋大学）

- ・東海地方及び周辺の報道機関の記者、行政の防災担当者及び大学の地震科学関連の研究者をメンバーとする地震防災の定例的な情報交換・勉強会



写真提供

人と防災未来センター

出典：内閣府、水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/pdf/suigai/honbun.pdf>

- ・内閣府等は、過去に作成した心得集・お作法集などにより、ボランティア活動参加者に対して被災者中心の心構えや必要な装具、準備などについて啓発をする。

② ボランティア希望者の受入れを効率化するための検討

- ・個人ボランティアの受入を効率化し、希望者側にとっても、受け入れる運営側にとっても利便性の高い仕組みが構築されることが求められる。

＜例＞ ボランティア希望者のオンライン登録制度の検討

- － 災害 V C を運営する社協等は、活動当日の朝に災害 V C でボランティア希望を受け付けるのではなく、ホームページ（ウェブサイト）にボランティア・ニーズの状況や希望人

数、ボランティア保険や、活動にあたっての注意喚起等の情報を掲載する。ボランティア希望者は当該ウェブサイト上で必要な情報を入力し、事前登録する。

- これにより、参加人数をある程度把握するとともに、定員に達した場合は、他の災害VCの募集に応募するよう誘導することが可能になる。
- メールアドレスを登録してもらうことにより、天候により活動が当日中止の場合も案内ができるほか、一度登録した希望者に人数が足りない場合呼びかけをする、平時の地域における防災活動や、ボランティアに関する研修会の参加呼びかけなども可能になる。但し、個人情報の取扱いに関して、同意を得るなど対応が必要である。

※仕組みの検討にあたっては、既存の情報発信や取組みとの組み合わせ、実施するタイミング、対応可能なキャパシティ、実施主体、手順など実現可能性について検討する必要がある。

③ ボランティアバスなどボランティア活動を支援する取組みの推奨

- ・一定の人数を被災地に送ることができるボランティアバスは有効である。学生の参加費割引など参加しやすい工夫なども期待される。
なお、安全への配慮および法令を遵守した運行など企画・運営のノウハウも広く周知する必要がある。
- ・社会全体でボランティア活動を支えるため、公共交通機関やホテル・旅館業等は、ボランティア活動にかかる交通費や宿泊代の割引など、経費負担の軽減につながる支援などが広がることが望ましい。
- ・国は、ボランティア活動の経費軽減につながる支援を行う公共交通機関やホテル・旅館業の優良事例を公表するなどして、推進を図ることも一案である。
但し、例えば高速料金の無料化は、遠方からの参加の支援策の一つであるが、その証明書発行を被災自治体や災害VCに求めることで一層の負担をかけてしまうこともあるため、留意する必要がある。

参考：三陸鉄道の災害ボランティア割引等の事例

台風10号災害ボランティア割引および被災者割引の実施期間、再延長について

2016/10/16

三陸鉄道株式会社では、台風10号による災害ボランティアおよび被災者の方々への運賃割引（無料乗車）を実施しておりますが、10月16日までの予定のところ復旧状況等を勘案し、下記のとおり実施期間を再度、延長しますのでお知らせいたします。

＜延長期間＞ 平成28年10月31日（月）まで

＜対象者＞

災害ボランティア割引：宮古駅から乗車し、岩泉町または久慈市の災害ボランティアに参加される方

被災者割引：平成28年台風10号による被災者で市町村発行の罹災証明書を提示した方

＜内容＞

災害ボランティア割引：岩泉町・久慈市の災害ボランティアに参加される方は、三陸鉄道宮古駅の窓口でお申し出いただき、長ぐつなどボランティアに使用する持ち物を見せていただくと、三陸鉄道北リアス線の宮古駅から岩泉小本駅または久慈駅までの無料往復乗車券を差し上げますので、ご利用ください。なお、この乗車券は途中下車や乗越しはできませんのでご注意ください。

被災者割引：平成28年台風10号による被災者で各市町村の発行する罹災証明書を提示した方は、北リアス線各駅相互間の普通乗車券（片道または往復）が無料となります。

北リアス線の乗車券発売窓口のある駅で、罹災証明書を提示し、乗車区間を申し出て無料の乗車券を受け取ってください。

無人駅などで乗車券を受け取らず乗車した場合は、降車の際に、乗務員に罹災証明書を提示してください。なお、回数券、定期券、企画乗車券、割引乗車券等は対象外ですのでご注意ください。

■お問い合わせ■三陸鉄道株式会社 旅客サービス部 TEL：0193-62-8900

出典：三陸鉄道 <http://www.sanrikutetsudou.com/?p=5532>

④ 安定的・長期的なボランティア活動参加者の確保

- ・地方公共団体は、企業、青年会議所、労働組合、協同組合、大学などボランティア活動への参加が期待できる組織に対し、安定的・長期的なボランティア活動への参加（例：一定人数をローテーションで回すなど）を働きかけることなども可能な限り行うことが期待される。その観点からも一定の人数を被災地に送ることができるボランティアバスは有効である。

参考：熊本地震における九州経済連合会による会員企業への協力依頼

九経連 408-16 第 03 号
平成 28 年 5 月 18 日

会 員 各 位

一般社団法人 九州経済連合会
会 長 麻 生 泰

熊本地震に伴う災害ボランティア活動へのご協力のお願い

熊本地震の発生以降、義援金をはじめとする様々なご協力に対し、厚く御礼申し上げます。1 日も早い災害復旧と産業復興に向けて、九州一丸となって取り組んで参る所存ですので、引き続きご理解とご協力をお願い致します。

さて、地震発生から 1 箇月が経過し、ライフラインやサプライチェーンが関係者のご尽力により早期復旧する一方で、被災地では未だ 1 万人を超える方々が避難生活を余儀なくされております。

現在、熊本エリアの被災市町村においては、家屋片付け等のボランティアニーズの高まりに対して、平日を中心とした人手不足*が深刻な問題となっており、現地災害対策本部から九州経済産業局を通じて本会に協力要請が届いており、本会職員についても派遣を予定しております。

※5/11 の県外ボランティアの不足数 600 人（＝必要数 1,800 人－参加者数 1,200 人）

被災者の生活再建と日常回復は、1 日も早い産業復興の基盤となります。会員各位におかれましても、災害ボランティア活動の推進にご理解を頂き、従業員の現地での活動参加にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 災害ボランティア活動情報の社内周知（別紙参照）と参加の呼びかけ
2. 従業員が参加しやすい社内制度・環境の整備
 - ・ ボランティア休暇の付与、活用促進
 - ・ 活動費用の補助
 - ・ 災害ボランティアバスの派遣等

以 上

【問合せ先】一般社団法人 九州経済連合会 総務広報部
担当：矢野、平野（TEL092-761-4261、FAX092-724-2102）